

社会福祉法人 健和会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人健和会（以下、「法人」という）の定款第22条の規定に基づき、理事長および常勤の理事の報酬等について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者及び監事をいう
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 理事長については、報酬及び退職金を支給する。
 - (2) 常勤の理事（以下、「常勤理事」という）については、業務に応じた報酬及び退職金を支給する。
- 2 理事長に対する退職金は、理事として任期を満了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。
- 3 常勤理事に対する退職金は、満65歳に達した日の属する年度の末日に、社会福祉法人健和会職員が加入する退職金制度に基づき清算し支払われる。それ以降は、理事として2期（4年）以上の任期を満了、または辞任により退任した者に別表6に定める額を支給する。

(理事長の報酬等の算定方法)

第4条 理事長に対する報酬等の額は、人事院の調査資料「民間における主な役職の年間報酬額（企業規模500人以上1000人未満）」の平取締役クラスを判断基準の根拠とし、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表の1に定める額
- (2) 退職金については、別表の2に定める額
- (3) 通勤費については、支給しない

(常勤理事の報酬等の算定方法)

第5条 常勤理事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表の3に定める額

(2) 退職金については、第3条3項、及び別表の4、別表の6に定める額

(役員等の出張)

第6条 役員等が出張する場合には、別に定める旅費規定に基づいて、旅費を支給する

(常勤理事の職員給与との併給及び退職手当の支給)

第7条 社会福祉法人健和会職員として、定年年齢に達するまで、常勤理事である期間については、職員の給与に関する規則に基づき、給与を支給する。

2 常勤理事が満65歳に達し、その後も継続して在籍のまま理事を務める場合、満65歳に達した時点にて、職員の給与規程から別表の5に定める役員等の報酬にきりかえる。

3 職員が、定年年齢に達する前に理事長となった者については、職員の給与制度から離れ、役員報酬とし、加入している職員退職手当制度からも脱退し、退職金を清算する。

(報酬等の支給方法)

第8条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 理事長及び常勤理事の報酬については、支給日は職員給与規程に準ずる。

(2) 退職金については、退職後7日以内に支給する。

(報酬の日割り計算)

第9条 新たに理事長に就任した者には、その月から報酬を支給する。

2 理事長が退任し、又は解任された場合は、前月までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、解任又は死亡の場合の報酬額については、その月の総日数から日割りによって計算する。

(端数の処理)

第10条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う

(1) 50銭未満の端数についてはこれを切り捨てる

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる

(費用弁償に係る業務)

第11条 費用弁償の支給業務は、次の各号に定めるところによる。

(1) 理事会及び評議員会への出席

(2) 評議員選任・解任委員会への出席

(3) 監事による定期または随時監査

(4) 行政機関による監査の立会い

(5) 役員及び評議員の研修会への参加及び他の施設の視察業務

(6) その他理事長が必要と認めた業務

(費用弁償の額)

第12条 前条の(1)から(4)の業務の場合は、費用弁償として次の表に定める額を支給できるものとする。

区分	1日あたりの額
出席1回につき	5,000円

2 前条の(5)(6)の場合は、社会福祉法人健和会職員の旅費規程を準用し、旅費を支給する。その際の起点は、役員及び評議員の住所地とする。

(適用除外)

第13条 施設職員であって法人役員を兼務する者(常勤理事)については、第11条の(1)から(4)の業務の場合は、この規程は適用しない。

(公表)

第14条 社会福祉法人健和会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成30年度会計に関する定時評議員会の終結の日から施行する。